

# 児童虐待検証部会報告書

平成30年3月

静岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会  
児童虐待検証部会

報告書の利用に当たっては、プライバシーに配慮した取扱いをお願いします。

## 目 次

I	検証について.....	1
II	事例の概要.....	3
III	事例の検証結果.....	5
	1 問題点・課題.....	5
	2 提言.....	7
IV	資料.....	9
	資料1 新入所児童聞き取りシート	
	資料2 児童虐待対応マニュアル	
	資料3 児童虐待検証部会運営要綱	
	資料4 児童虐待検証部会開催状況	

# I 検証について

## 1 検証の目的

本検証は、児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項の規定により、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、客観的な事実の把握と発生原因の分析・考察を行うことにより、今後の再発防止策を検討し、児童虐待防止に向けた提言を行うことを目的としている。

なお、本検証は、関係者の批判や責任追及を目的とするものではない。

## 2 検証の方法

本事案について、関わりのあった関係機関から提出された資料、関係職員へのヒアリング調査の実施による情報収集により事実関係を明確化し、関係機関の判断や問題点・課題を整理し、再発防止に向けた提言をまとめた。

プライバシー保護の観点から、会議は非公開とした。

## 3 検証の対象となった事例

検証した事例は次の事例である。

発 覚 日	概 要
平成 26 年 7 月 6 日	平成 26 年 7 月 6 日、1 歳 9 か月の男児が自宅アパートにて、同居する母の交際男性から暴行を受け、急性硬膜下血腫及び急性脳腫脹により意識不明となり、同年 7 月 22 日に脳ヘルニアにより死亡した。



## II 事例の概要

### 1 事件の概要

- 平成 26 年 7 月 6 日、A 市在住の 1 歳 9 か月の男児が自宅アパートで同居する母の交際男性から暴行を受け、急性硬膜下血腫及び急性脳腫脹により意識不明となり、同年 7 月 22 日に脳ヘルニアにより死亡した。
- 平成 26 年 7 月 27 日、同年 6 月の本児への傷害容疑で交際男性が逮捕され、同年 9 月 19 日に傷害致死容疑で追起訴された。
- 平成 27 年 9 月 16 日、傷害罪、傷害致死罪についての裁判で、交際男性は傷害罪については起訴事実を認めるも、傷害致死罪は否認した。判決では「当時、2 人きりだった状況と医師の所見から単なる事故による怪我とは考えられず、故意に、加速度を伴う強い衝撃を与える何らかの暴行を加えたと判断した」として、懲役 7 年の実刑判決が言い渡された。(判決確定)

### 2 家族の状況

母 (23 歳)

本児 (1 歳)

交際男性 (29 歳)

### 3 事件の経過

年月日	経過
H24. 9. 19	出生
H25. 1. 17	両親が調停離婚。1. 29 B 町から C 町 (母方実家) に転居
H26. 3. 15	A 市に転居。交際男性との同居開始
4. 1	A 市立保育所に登園開始
5. 25	<ul style="list-style-type: none"><li>交際男性との入浴中、浴槽から洗い場に転落し気絶。午後 11 時 4 分、救急車で A 市外の D 病院に搬送。</li><li>脳震盪との診断。体温 39. 4℃。D 病院から入院による経過観察を勧められるが、母は拒否し帰宅。</li></ul>
6. 20	<ul style="list-style-type: none"><li>本児が泣き止まないことに苛立ち、交際男性が本児の顔面を平手で複数回殴打 (全治約 10 日間を要する左顔面打撲)</li><li>同日、保育所を休む。保育所に欠席の連絡なし。</li></ul>
7. 3	交際男性が本児の額を手の甲で殴打。
7. 6 午前 1 時 45 分	<ul style="list-style-type: none"><li>救急車が自宅に到着。母は仕事に行っており、同居する母の交際男性からの電話を受け、母が 119 番通報。</li><li>交際男性は消防署員、母に対し「(自宅内にある) ジャングルジムの上から落ちた」と説明。</li><li>母が仕事から帰宅し、自宅外にて救急車に合流し、E 病院へ同行した。</li></ul>

年月日	経過
H26.7.6 4時27分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ E病院から児童相談所に虐待通告。「頭部に複数の打撲痕、腹部にタバコ痕（後にとびひ痕と判明）、長時間のオムツ使用による下半身のただれを確認。虐待の可能性を疑う。緊急手術を行う。」</li> <li>・ E病院から警察に通報。</li> </ul>
	E病院にて緊急手術。急性硬膜下血腫及び急性脳腫脹あり。頭蓋骨骨折なし。頭部に複数の外傷、打撲痕あり。
午後9時25分	警察は同居する母の交際男性を傷害容疑で逮捕。
7.22 午後8時19分	脳ヘルニアにより本児死亡。
7.27	警察は交際男性を傷害致死容疑で再逮捕。6月20日午後7時30分頃から同21日午前3時頃までの間、自宅アパートで本児の顔を平手で複数回殴り、怪我をさせた疑い。
8.7	検察は6月20日の傷害容疑について、交際男性を傷害罪で起訴
9.12	地方裁判所にて初公判（6月20日の傷害罪）。交際男性は起訴内容を認める。
9.19	地方裁判所は7月22日に本児が死亡した件について、交際男性を傷害致死罪で追起訴。
H27.9.3 ～9.16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方裁判所にて6月20日の傷害罪、7月22日の傷害致死罪についての裁判員裁判。交際男性は傷害罪については認めたが、傷害致死罪は否認。</li> <li>・ 懲役7年（求刑8年）の判決が言い渡された（控訴せず確定）</li> </ul>

### Ⅲ 事例の検証結果

#### 【問題点・課題】

#### (1) 転居を繰り返す家庭に対する母子保健事業の情報共有・支援体制

##### <事実>

- 母子が転居を繰り返したことにより、各種健診・訪問等を実施した保健センターは複数の市町に跨っていた。なお、1歳6か月児健診は、A市転居後に旧住所地であるC町保健センターにて実施された。  
[母子健康手帳交付、乳児家庭全戸訪問・新生児訪問]：B町保健センター  
[6か月児健康相談、1.6健診]：C町保健センター  
[乳幼児医療費助成、予防接種券交付]：A市保健センター
- 母は1歳6か月健診等の必要な各種健診・訪問指導、予防接種等を受けており、実施した各保健センターは、母からネガティブな発言はみられたが、祖父母の育児協力が得られる等の理由により、助言等を行い、継続フォローの対象とは判断していない。また、転居後に、転居前市町から転居先市町への情報提供はなかった。

##### <問題点・課題>

- 各種健診・訪問実施時において各保健センターが把握した情報（母の発言や問診票等の記載内容）を検証すると、各実施時点において各保健センターが継続フォローの対象としなかった判断は不適切とは言えず、各町保健センターの判断や助言等の対応は妥当であったと思われる。しかし、今回の検証により上記情報を縦につなげてみた場合、必ずしも安定した育児環境ではなかったことが窺え、母子保健事業の情報が転居前後の市町保健センター間で引き継がれていれば、以下の複数のリスクを総合的にアセスメントすることができ、各市町の母や祖母に対する見方が変化した可能性がある。
- 転居前後の居住市町において、要保護児童対策地域協議会の登録ケースや市町保健センターにおいて継続フォローを要するハイリスクケースとして判断されていない場合、本事例のように母子保健事業の情報が引き継がれることはあまりないと思われ、虐待の発生予防の視点からみれば、市町を跨いで転居した場合、市町間において母子保健事業の情報が引き継がれるためのシステムの整備が課題となる。
- また、情報を得た市保健センターから下記のリスク情報が市立保育所にまで伝わっていれば、保育所の母や祖母に対する見方が変化し、長期間保育所を休所した際の保育所の対応が変化した可能性がある。

##### (リスク情報)

複数回の転居歴

ひとり親家庭

思いがけない妊娠

祖母との関係性（相談しづらさ、支援を求めにくい関係）

経済的不安定さ

## (2) 保護者、親族・知人からの相談

### <事実>

- ・ 母は交際男性と同居した後から本児に複数回の痣があることを確認し、母方祖母や友人から虐待の可能性について指摘を受けていたが、虐待を否定し、相談機関等に相談することはなかった。また、母方祖母や友人が相談機関等に相談することもなかった。

### <問題点・課題>

- ・ 母は、母方祖母や知人から虐待の可能性を指摘されていたが、市町等行政、保育所（公立）に相談することはなかった。相談を阻害した要因として、交際男性が同居していることから、相談すると児童扶養手当担当課に情報が伝わり、児童扶養手当を打ち切られるという懸念があったと推測される。
- ・ 保育所入所後、保育所と母方祖母が関わる機会があり、祖母と保育所職員との間で相談できる関係性があれば、本児の痣について相談し、交際男性のことを関係機関が把握できた可能性がある。

## (3) 保育所における支援体制

### <事実>

- ・ A市立保育所入所後、保育所を休むことが多く、登園日数はわずかだった。母は保育所に休むことを連絡していたが、6月20日に本児が交際男性から平手打ちされたときには保育所に連絡せずに休園していた。

(欠席日数) ※土曜保育を含む。

4月：10日 5月：20日 6月：12日

### <問題点・課題>

- ・ 保育所は、長期間保育所を休んでいる場合、その事実自体を虐待のリスクとして留意するとともに、休みの理由について母や母方祖母に確認し、所内共有の上、組織的に評価・対応することも可能だった。

## (4) 医療機関の対応

### <事実>

- ・ 本児はA市転入後、交際男性と入浴中に脳震盪を起こし、A市外のD病院に救急搬送されていた。
- ・ D病院は、頭部CTレントゲン検査を実施して異常がないことを認め、脳震盪と診断した。搬送時の検温で体温39.4℃。23時04分の受診で傾眠傾向のため、入院して経過観察を勧めたが母は拒否した。容体に変化があればすぐに連絡するよう指導し帰宅させた(帰宅時刻23:55)。
- ・ 母以外の付添者、母の受傷経過説明についてはカルテに記載なく不明(当時の担当医師は検証時点で病院を離職)。

### <問題点・課題>

受診時の状況(脳震盪、発熱等)から即時通告すべき状況ではないが、虐待者である交際男性と入浴中の出来事であり、このことを母が担当医師に話したかは不明であるが

虐待の可能性も否定できないことから、受傷経過を聴取し記録しておくべきだった。

## 【提言】

### (1) 転居を繰り返す家庭に対する母子保健事業の情報共有のあり方

#### <市町>

- ・ 市町母子保健担当課は、要保護児童対策地域協議会の登録ケース等、ハイリスクケースではない場合、転居により母子保健情報が引き継がれないことのリスクを考慮し、各種健診・訪問等の母子保健事業において転居の有無を確認し、複数回の転居歴やその他のリスク（ひとり親家庭、思いがけない妊娠等）を把握した場合には、積極的に転居前市町に対し、母子保健事業の情報等について照会を行うべきである。
- ・ 転居等により居住地ではない市町保健センターが新生児訪問や乳幼児健診等を実施した場合、訪問指導等を行った機関が所感やアセスメント、再訪問の必要性等を記録し、居住地の市町保健センター等に情報提供することが望ましい。
- ・ 市町内各部署においては、転入手続きの際、母子保健担当課につながる仕組みを設け、母子保健担当課は、窓口に来所した保護者に対して、リスク情報を把握する項目を含めたアンケートを実施することも一つの方策である。その上で、母子保健担当課は、何らかの育児上のリスクが認められる場合や生活状況が見えにくい場合等には、積極的に家庭訪問を実施することが望ましい。
- ・ また、児童のいる世帯では、短期間に転居を繰り返すことが虐待のリスク要因であることを住民基本台帳担当課等の市町内関係部署に周知し、関係部署間の連絡体制を構築する必要がある。

#### <市町、保育所等>

- ・ 母子保健担当課保健師のほか、転入先の保育所等、転入に際して子どもやその保護者に直接対面する担当者は、転居歴やその背景等について確認することが望ましい。

### (2) 母子保健における支援体制の構築

#### <市町>

- ・ 各種健診・訪問等の母子保健事業において支援が必要な家庭を把握し、適切に対応するため、市町保健センター保健師の専門性のさらなる向上を図る必要がある。
- ・ 各種健診・訪問等において把握した情報を組織的に評価し、対応を検討する必要がある。
- ・ 母子保健事業において把握した支援を要する家庭に関する情報を市町内の児童福祉及び保育担当部署等と共有し、保育所等の日頃子どもと接する機関にまで情報が伝わる仕組みづくり（保育所等が市町に相談しやすい体制、関係づくりを含む）を行う必要がある。
- ・ 母子保健法改正により平成 29 年 4 月に法定化された子育て世代包括支援センターがハイリスク家庭に対する支援体制の中核的な支援機関となる。したがって、市町においては、関係機関・関係者との十分な連携のもと、責任を持って切れ目のない支援を実施することが可能なマンパワーと専門性を備えた子育て世代包括支援センターの整備を進めることが望まれる。

### (3) 保護者、親族からの相談の促進

#### <市町等行政機関、保育所等>

- ・市町等行政機関や保育所等は、身近な相談窓口として母自身からの相談やその親族・友人等からの相談を促進するため、相談窓口の広報、プライバシーへの配慮等の体制整備を行う必要がある。
- ・また、シングルマザーやその親族に対して、交際男性が家庭に入ることのリスク等について周知することも相談を促進するための一つの方策であり、DVの知識・普及の啓発の項目に盛り込む等、周知方法を工夫する必要がある。
- ・保育所等は、支援する立場であることを保護者と共有し、育児相談機能を強化する必要がある。
- ・また、親族からの養育に関する相談を促すため、園内行事等、父母以外の親族と関わる機会を設けることを検討されたい。

### (4) 保育所等における支援体制の構築

#### <市町保育担当課、保育所等>

- ・市町保育担当課及び保育所等は、虐待や支援を要する家庭の早期発見という重要な役割を担っていることを認識し、子どもや家族の小さな異変、SOSに気づき、適切な支援につなぐため、専門性の向上を図る必要がある。そのためには以下の具体的な取組が必要である。

(ア) 子どもとその家庭の状況（転居歴、家族関係、支援者等を含む）を把握するためのアセスメントツールを作成し、保育士の経験に左右されず活用できるよう職員研修を実施する。併せて、市町への情報提供基準を明確にし、市町児童福祉担当部署と迅速に連携できる体制を構築する。

なお、A市公立保育所においては、事件後、保育所入所後に子どもとその家庭の状況を把握するための新入所児童聞き取りシートを作成し、入所後に保護者に対して実施し、所内での支援への活用を予定している（資料1）。私立保育所等を含めてこうした取組が必要である。

(イ) 保育所内にて日々の記録や上司への報告を丁寧に行うとともに、所内にて対応を協議する場を設定するなど、組織的な評価・対応が行える体制を構築する。

(ウ) 児童虐待の発見・対応マニュアルを作成するとともに、研修等による周知を図る。

なお、A市においては、事件後、公立保育所向けに児童虐待対応マニュアルを作成し、虐待の早期発見・早期対応に取り組んでいる（資料2）。私立保育所等を含めてこうした取組が必要である。

### (5) 医療機関の対応

#### <医療機関>

- ・子どもが受診した際、虐待の可能性を視野に入れて受傷経過等を丁寧に聴取・記録し、必要により小児科医につなぐことを検討されたい。
- ・院内虐待防止委員会（CAPS）を設置し、組織的な判断・対応を行える体制を整備することが望ましい。

# 資 料



**資料 1**

新入所おめでとうございます。これからは保護者の方と一緒にお子さんの成長を支援していきたいと考えますので、よろしくお願いいたします。

また、保育所のもう一つの大事な仕事に保護者の子育てを支援することがあります。ただ、家庭の状況や考えはそれぞれ違いますので、そのことへの配慮が必要とも考えており、このシートはそのことを知るために利用させていただきます。

入所時に聞き取りながら作成しますが、可能な範囲で記入頂き当日ご持参頂けると助かります。

※記個人情報については厳重に管理するとともに、保護者支援の目的以外には使用しません。

〇〇 保育所

新入所児童聞き取りシート

作成日 平成 年 月 日

園児名

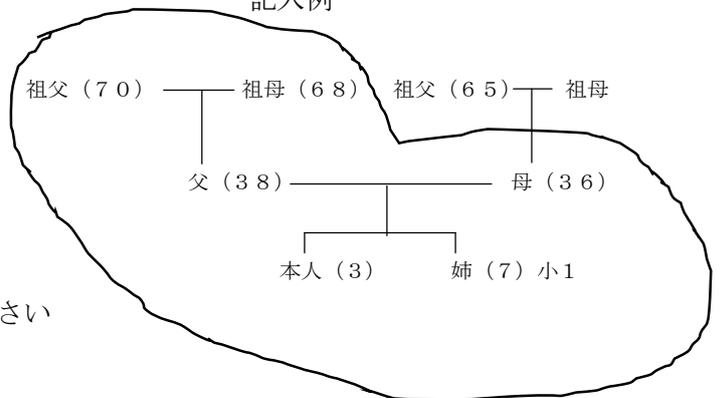
( )

1. お子さんの性格や行動に関して家庭での育児で心配されていることはどのようなことですか？
2. 育児に関して負担を感じられていることがありますか？
3. 育児について相談できる方がおられますか？  
夫 ・ 祖父 ・ 祖母 ・ 親戚 ・ 友人 ・ その他
4. 仕事や家庭のことで心配されていることがありますか？
5. この他に不明なことや心配されていることがありますか？
6. 家族の状況について（お子さんを中心に兄弟・祖父母などについて例に従って記載ください）  
① ( ) 内は年齢か生年を記入・死亡の場合は×を記入  
②同居家族を○で囲む】

(6.3)



記入例



7. 本人の出生以後の住所異動について教えてください

- ①出生から現在まで異動なし
- ②異動がある

出生時住所 ( ) ⇒異動住所① ( 年 月 )  
⇒異動住所② ( 年 月 )

記入日 /



# 児童虐待対応マニュアル

A市公立保育所

平成 27年 3月 作成

## 1 子ども虐待の定義（児童虐待防止法第2条）

「児童虐待」とは、

保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- (1) 児童の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。 **（身体的虐待）**
- (2) 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。  
**（性的虐待）**
- (3) 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長期間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。  
**（ネグレクト）**
- (4) 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。  
**（心理的虐待）**

※平成16年の法律改正（第2条で関係）で児童虐待の定義について次の2点が明確にされた。

- ① 保護者以外の同居人による児童に対する身体的虐待、性的虐待及び心理的虐待を保護者が放置することも、保護者としての監護を著しく怠る行為（ネグレクト）として児童虐待に含まれる
- ② 児童の目前で配偶者に対する暴力が行われること等（ドメスティック・バイオレンス）直接児童に対して向けられた行為でなくても、児童に著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待に含まれる

## 2 具体的な児童虐待内容

※ 虐待判断はあくまでも子ども側の定義であり、親の意図とは無関係である。その子が嫌いだから、憎いから、意図的にするから虐待と言うのではない。親がいくら一生懸命であっても、その子をかわいいと思っていても、有害な行為であれば虐待にあたる。

<p>(1) 身体的虐待</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ (外傷) <ul style="list-style-type: none"> <li>・打撲傷・あざ(内出血)・たばこ等による火傷など</li> </ul> </li> <li>○ (生命に危険のある暴行) <ul style="list-style-type: none"> <li>・殴る・蹴る・投げ落とす・熱湯をかける・布団蒸し・溺れさせる</li> <li>・逆さ吊り・異物を飲ませる・戸外に閉め出す</li> <li>・縄などで一室に拘束するなど</li> </ul> </li> <li>○ 意図的に子どもを病気にさせる</li> </ul>
<p>(2) 性的虐待</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 性的行為の強要</li> <li>○ 性器を触る又は触らせるなどの性的暴力</li> <li>○ 性器や性交を見せる</li> <li>○ ポルノグラフィーの被写体などに強要する</li> </ul>
<p>(3) ネグレクト 育児放棄</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど <ul style="list-style-type: none"> <li>・家に閉じ込める(保育所に登所させない)</li> <li>・重大な病気になっても病院へ連れて行かない</li> <li>・家に残したまま度々外出する</li> <li>・車の中に放置する</li> </ul> </li> <li>○ 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない(愛情遮断)</li> <li>○ 衣食住が極端に不適切で健康状態を損なうほど無関心・怠惰など <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な食事を与えない</li> <li>・下着など長期間ひどく不潔なままにする</li> <li>・極端に不潔な環境の中で生活させる</li> </ul> </li> </ul>
<p>(4) 心理的虐待</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ことばによる脅かし</li> <li>○ 子供を無視したり、拒否的な態度を示すことなど</li> <li>○ 子どもの心を傷つけることを繰り返し言う</li> <li>○ 他の兄弟とは著しく差別的な扱いをする</li> <li>○ 子どもの目の前で、配偶者や家族に対し暴力をふるう(DV)</li> </ul>

### 3 保育所の役割 ‹ 早期発見・通告(相談) ›

保育所は子どもたちが家庭から離れ、集団で生活する場であることから、虐待を受けている子どもや不適切な養育環境にある子どもにとって、心身の健康と安全を保障する上で、大きな役割を担っている。

児童虐待防止法第5条に児童虐待の早期発見等として、「児童福祉施設職員は児童虐待の早期発見に努めなければならない」と努力義務が課せられている。

虐待やその兆しを発見しやすい立場であることを自覚し、「虐待の早期発見」に努めなければならない。また、前段階の「虐待の発生予防」発見後の「虐待が発生している家庭への援助」という役割も重要である。

#### (1) 虐待の発生予防

- 虐待防止のリーフレットの配布
- 送迎時や日中の保育活動時における観察（小さな変化に気づく）
  - ・送迎時に、保護者の子どもへの関わり方や言動を観察する。
  - ・保育活動時に子どもの心身の状態や養育の状態、言動を観察する。
- 家庭状況の把握
  - ・就労形態、家族構成などの家庭状況を可能な限り把握し、育児に対しどのような困難を抱えているか、家族の協力が得られているか、地域から孤立していないかなどを把握する。
- 保護者の相談対応
  - ・日頃から、保護者と自然なコミュニケーションを図り、助言等が受け入れやすい関係づくりに努める。
  - ・育児相談には丁寧に対応し、育児の大変さに理解を示すような声かけをする。
- 子どもの相談対応
  - ・安心感を持って、なんでも打ち明けやすい関係づくりに努め、子どもの話に丁寧に耳を傾ける。
- 長期無断欠席の場合、
  - ・保育所から電話連絡をとる。
  - ・連絡がつかない場合は家庭訪問することもある。

#### (2) 虐待の早期発見

- 子どもや家庭の様子への観察を怠らず、虐待の兆し（SOSサイン）を見逃さないようにする。
- チェックリストを活用する。

### (3) 虐待が発生している家庭への援助

- 保育所内で情報を共有する。
- 信頼関係を保持しながら、保護者への相談対応や声かけをより丁寧にする。その際、育児の是非には触れない。
- 関係機関と連携する。
  
- 子ども・保護者への関わり方のポイント  
相手の立場や心情を理解し、「支援」という立場で関わるのが大切である。

#### ( 子どもへの関わり方・聴き取りのポイント )

##### ・リラックスさせる

保育所が安全な場所であること、子どもの味方であるという安心感を持たせる。

##### ・「困ったときは何でも言っていんだよ」

子どもの日々の様子に気を配り、触れ合う機会を多くし、子ども自身が「守られている」「話を聞いてもらえる」「愛されている」という実感を持てるように関わる。

##### ・「どうしてけがをしたの?」「どこでどんなふうになされたの?」

「お父さんが叩いたの?」などの誘導的な質問はしない。

##### ・「あなたは悪くない」ということをきちんと伝えてあげる。

虐待を受けている子どもは自己評価が低く、「自分が悪いから虐待を受けている」と考える傾向があるため、関わり方に十分な配慮が必要で、自己達成感を通じて自信が持てるようにする。

##### ・「無理に聴き出さない」

虐待の事実確認を急いで、無理に聞き出そうとせず、子どもの話を言葉どおりに受け止める。

##### ・「子どもの前で保護者の批判はしない」

保護者を大切な存在と考えている。

##### ・「誰にも言わないから」「親には言わないから」という約束をしない。

約束を守ることは信頼につながる必要なときには守ってくれる人に相談することもある」ことを伝える。

##### ・子どもの嘘を責めない

職員を試すようなこと（許容範囲・制限について）をした時は、表面的な言動だけを取り上げて叱らずに、子どもが置かれている状況、背景を考えて対応する。

#### ( 保護者への関わり方 )

- ・できるだけ接触の機会を多くするよう心がける。
- ・保護者の行為を非難したり、一方的な指導をしたりしない。(追いつめない)
- ・話を聞く姿勢を持つ。(保護者を支援する立場をとる)
- ・不安・怒り・つらさ・悲しみを受け止め気持ちに寄り添う。(受容・共感)

#### 4 虐待を見逃がさないポイント（SOSサイン）

- 虐待を受けている子は言葉で直接訴えることはなくても、SOSサインを出している。
- サインを見逃さないためには、「虐待を疑う目を持つ」ことが重要である。
- SOSサインのうち「不自然さ」がもっとも重要なサインである

##### （1）子どもの様子

身体面	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 不自然な傷（あざ・目の周りの傷・やけど）がよく見られる</li><li>・ 身長や体重の発達が著しくよくない（栄養不良・発育不良）</li><li>・ 衣服や身体が極端に不潔である</li><li>・ 髪の毛やまつ毛、眉毛を抜いてしまう</li></ul>
表情	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 表情や反応が乏しい、笑わない、視線が合わない</li><li>・ 人の顔色をうかがい、極端なおびえがみられる</li><li>・ 保護者と離れると安心した表情になる</li></ul>
行動	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 食事に異常な執着を示す</li><li>・ 些細なことに反応し、感情の起伏が激しく、パニックを起こしやすい</li><li>・ 衣服を脱ぐときに異常な不安をみせる</li><li>・ 落ち着きがなく、乱暴で情緒不安定</li><li>・ 初対面の人にも異常に甘える</li><li>・ 年齢不相応な性的言動がみられる</li><li>・ 家に帰りたがらない</li></ul>

##### （2）保護者の様子

子どもとの関わり	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 拒否的な発言をする（期待はずれな子・欲しくなかった子）</li><li>・ 甘やかすのはよくないと、必要以上に厳しいしつけをする</li><li>・ 養育に拒否的・無関心（泣いてもあやさない・抱かない・無視する）</li><li>・ 必要以上に干渉したり、束縛したりして密着しすぎるか、全く放任か極端である</li><li>・ 怪我や病気になっても医者に診せようとししない</li></ul>
他者との関わり	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 気分の変動が激しく、子どもや他者にかんしゃくを爆発させることが多い</li><li>・ 怪我、やけどに対する説明や欠席の説明が不自然</li><li>・ 子どもに関する他者の意見に被害的・攻撃的になる</li></ul>
生活	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域や親族との交流がなく孤立している</li><li>・ 育児や家事がつらそう</li><li>・ 生活のリズムが乱れている</li></ul>

## 5 虐待が疑われたら << 通告・相談 >>

虐待の発見（疑い）・サインの気づき・・・(P5) 4 虐待を見逃さないポイント（SOSサイン）参照



所長（副所長）に連絡・相談



虐待対応チェックシートを記入する（発見者・担当保育士）  
・保護者の態度・言動、子どもの身体的状況や言動などを時系列に具体的に記録する。  
（外傷のある場合は写真で撮影してから手当てする。＊撮影に関しては、十分な配慮をする。  
または、図示する。）  
子どもからの聞き取りをする・・・(P4) 3（3）参照

通告・相談  
（所長・担当保育士）

### 通告の内容

- 1、いつ・どこで・誰が発見したか
- 2、虐待の状況（チェックシート）
- 3、こどもの情報（登園状況や日常の様子）
- 4、保護者や家族についての情報  
（日頃のやりとり・行事の参加状況・  
養育方針・就労状況ストレスの有無・家族  
兄弟の情報）
- 5、通告者や保育所の対応状況

### ◆関係機関へ通告・相談◆

●●●●●課 ●●●●●係  
●●●●●  
静岡県●●児童相談所  
●●●●●-4199  
児童相談所全国共通ダイヤル  
（局番なし 189）



### 園内での経過観察・安全確保支援

- ・関係機関と連携をとりあい、情報や方針を共有し、見守り・支援のポイントを具体的に
- ・職員間で共通認識し、見守り・支援する
- ・虐待が発生している家庭への援助・・・(P4) 3（3）参照
- ・記録する・・・特記事項に記入、児童票とは別に保管する
- ・定期的な報告や連絡

※ 職員は、保護者と子どもの個人情報については高い意識を身につけ十分な配慮をする

虐待対応チェックシート

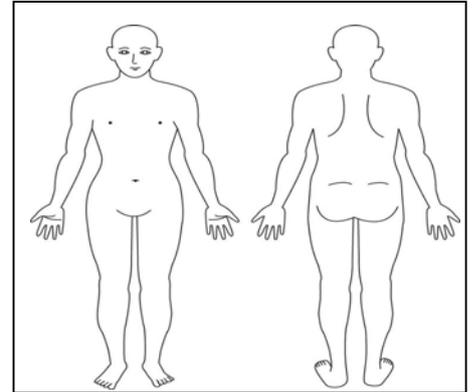
記録日 : 平成 年 月 日

記録者 : \_\_\_\_\_

対象児 名前 \_\_\_\_\_ 保育所 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

年齢 \_\_\_\_\_ 歳 \_\_\_\_\_ ヶ月



	対 象	チェック項目	状況
登所時の様子	子ども	<input type="checkbox"/> 怪我（あざ・やけど・こぶ・その他 _____ ） <input type="checkbox"/> 表情（無表情・無気力・暗い・視線が合わない） <input type="checkbox"/> 衛生面（服装や身体の汚れ・異臭 季節や気温にそぐわない服装）	
	保護者	<input type="checkbox"/> 態度 登所時（疲れている・その他 _____ ） 分離時（子どもと視線をあわせない） <input type="checkbox"/> 遅刻の状況（事前連絡の有・無など） <input type="checkbox"/> 忘れ物が多い <input type="checkbox"/> 怪我に対する説明が不自然	
遊びと生活の様子	子ども	<input type="checkbox"/> 食事（むさぼるように食べる・おかわりを何度も要求） <input type="checkbox"/> 表情（無表情・ボーっとしている） <input type="checkbox"/> 情緒（おびえた泣き方・抱こうとすると逃げる 身を固くするなど） <input type="checkbox"/> 友達関係（攻撃的・乱暴な言葉づかい） <input type="checkbox"/> 人や物への独占欲 <input type="checkbox"/> 午睡時（性器の露出等）	
降所時の様子	子ども	<input type="checkbox"/> 保護者を見る表情・会話 <input type="checkbox"/> 保護者の迎え時の態度の変化	
	保護者	<input type="checkbox"/> 保育者を避ける	
その他	その他の情報	<input type="checkbox"/> 家族の様子（母・父・祖父・祖母・夫婦間・その他 _____ ） <input type="checkbox"/> 経済状況 <input type="checkbox"/> 就労状況 <input type="checkbox"/>	
備考		対応	

## 児童虐待検証部会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条の規定により、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、事実の把握、発生の原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するために静岡県社会福祉審議会運営要綱第5条により設けられた、児童福祉専門分科会児童虐待検証部会（以下「検証部会」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

### (所掌事務)

第2条 検証部会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県又は市町（政令市を除く。）が関与していた虐待による全ての死亡事例（心中を含む）及び、死亡に至らない事例や関係機関の関与がない事例（車中放置、新生児遺棄致死等）であって、検証が必要と認められる事例の検証に関すること。
- (2) 検証結果及び再発防止のための提言取りまとめ及び、その内容についての県への報告に関すること。

### (組織)

第3条 検証部会の委員は、静岡県社会福祉審議会運営要綱第5条第2項に規定される者とする。

### (会議)

第4条 検証部会はプライバシー保護の観点から非公開とする。

- 2 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を徴することができる。

### (事務局)

第5条 検証部会の事務局は、静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課に置く。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検証部会の運営に関しては平成20年3月14日付け、雇児総発第0314002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」を参考とする。

### 附 則

この要綱は、平成20年12月2日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成24年12月19日から施行する。



資料 4

児童虐待検証部会開催状況

部 会	開 催 日	場 所
第 1 回検証部会	平成 28 年 9 月 13 日	県庁別館 2 階 第一会議室D
第 2 回検証部会	平成 28 年 10 月 18 日	県庁西館 4 階 健康福祉部会議室
第 3 回検証部会	平成 28 年 11 月 22 日	県庁西館 4 階 第二会議室

検証部会委員名簿

	江口 晶子	順天堂大学保健看護学部講師
	加藤 光良	常葉学園大学教育学部非常勤講師
	塩谷 知一	弁護士 弁護士法人立石塩谷法律事務所
◎	白井 千晶	静岡大学人文社会科学部教授
	杉山 登志郎	浜松医科大学医学部児童青年期精神医学講座特任教授
○	下原 直美	静岡県保育士会会長 都田保育園長
	山内 豊浩	静岡県立こども病院総合診療科医長

◎部会長 ○部会長代理